

ふるさとの 植物を守ろう

No. 10 October 2012

植物園と市民で進める
植物多様性保全ニュース

Japan Association of Botanical Gardens
社団法人日本植物園協会

神代植物公園植物多様性センターの取り組み ～東京の植物保全ネットワーク拠点を目指して～

神代植物公園 植物多様性センター 深澤 敦子

東京都は日本の人口が集中しているエリアであり、世界でも有数の大都市です。そうした発展と反比例するかのよう、身近にあった在来植物が東京から消えつつあります。神代植物公園植物多様性センターは、都内の植物多様性を次世代に伝えるための保全の中心的な役割を担う施設として、平成18年に構想が制定され、平成24年4月28日にオープンしました（立ち上げ経緯詳細はバックナンバー no.4 参照）。敷地面積は約2.6ヘクタール、屋外の学習園と私たちスタッフが常勤する情報館（展示室、セミナールーム、無菌培養室等）といったつくりとなっています。

当施設の設置目的としては①東京都の絶滅危惧植物の保護・増殖、②東京都の植物や保全活動に関する情報収集・発信、③植物多様性に関する教育・普及の3点が挙げられています。オープンしていよいよ半年が過ぎたところで、園内の日常管理の他に私たちがこの間に取り組んできた事業のいくつかについてご報告をさせていただきます。

I. 情報ネットワーク構築に向けて

平成19年度より続く、自然保護等の活動団体との情報共有を図るための「神代植物公園植物多様性保全に関する情報連絡会」を開催しました（9月22日に本土部、9月23日に小笠原を除く島しょ部）。参加者による活動報告等のポスターセッションの他、国立科学博物館筑波実験植物園の遊川知久氏による講演「植物園と市民で進める生物多様性保全」、関東拠点園会議を代表し、環境省新宿御苑管理事務所の関勝雄氏より種子保存活動の紹介と協力依頼を実施しました。今後も更なる情報拠点としての充実をめざし、様々な形でのネットワーク作りに努めていきます。これらについては、また何らかの形でご報告いたします。

II. 学習園管理

絶滅危惧種を始めとする東京都の野生植物の見本園

を目指し、管理運営を行っています。目標とするレベルに至るには、植栽されている種数が不足していることが現状の課題であり、都内を中心に植物や種子の収集を進めている所です。また、6月からは草本から樹木に至るまで簡易な種名ラベルを付けました。全ての植物には名前があることを知り、多様性を感じる第一歩にしてもらいたいとの思いにより掲示を始めたものであり、来園者より好評をいただいています。園地管理や園内ガイド、各種展示等はボランティアスタッフと呼ぶ、センターで人材育成を行ったメンバーと協力して取り組んでいます。

III. 教育・普及活動

各種講座や情報館内での特別展示の他、繁忙期や週末にはスタッフによる園内ガイドを行っています（無料）。また、各種団体はじめ、高校生や大学生の授業をセンターで行い、その講師も担っています。最近では近隣小学校と協力し、総合学習プログラム作りにも取り組んでいます。

IV. 調査・研究

大学等研究機関と連携し、施設内無菌培養室にてラン科植物の無菌培養を行っています。また、絶滅危惧植物の現地調査や文献調査にも取り組んでいます。



情報連絡会の様子

どのようにすれば既に様々な立場で植物多様性保全の活動に取り組んでおられる方々を支援し、バックアップしていくことができるか。多くの来園者にお越し頂き、また楽しんでもらうための園地管理はどのようにしたら良いか。植栽されている植物一種一種の持つメッセージを、いかに多くの方に伝え、また興味を持ってもらえるようにするか。課題は山のようにありますが、精一杯取り組んでまいりたいと思います。植物多様性センターの事業へ、今後も皆様のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。



小学3年生の総合学習の時間

絶滅危惧植物の情報の取り扱いに関するガイドライン

富山県中央植物園 神戸 敏成

日本植物園協会（以下協会）では日本産絶滅危惧植物（環境省レッドリスト掲載の絶滅危惧Ⅱ類（VU）以上）の75%（1,268種）を生息域外保全するという2020年目標の達成に向けて、植物多様性保全委員会および植物多様性保全拠点園を中心に様々な事業を行ってきています。その結果、絶滅危惧植物に関する多くの情報を保有するようになってきました。その一方で、協会事務局や各加盟園には、絶滅危惧植物の自生地などに関する問い合わせ等もあり、これらを情報源とした盗掘や自生地の環境悪化も危惧されるようになってきました。協会では平成23年度に内部委員3名、外部委員6名による「絶滅危惧植物の情報の取扱いに関する検討会」を2回開催し、合わせて行った加盟園へのアンケートを基に「絶滅危惧植物の情報の取扱いに関するガイドライン」を作成しました。このガイドラインは1. 情報の収集、2. 情報の管理、3. 情報の移動、4. 情報の公開の4項目で構成されています。

1. 情報の収集では、環境省レッドリスト掲載種および各都道府県等の絶滅危惧植物だけではなく、現在、絶滅危惧と判定されていない植物も将来絶滅危惧種になる可能性があるため、同等に扱うこととし、可能な限りすべての情報を収集することとしています。
2. 情報の管理では、担当職員の異動や定年により、情報の継続性が途切れないよう個人ではなく組織として管理することとし、植物園の管理組織（指定管理者等）や職員は在任中はもちろんのこと植物園の管理から離れた場合も情報の取り扱いに関してはこのガイドラインを遵守することとしています。
3. 情報の移動では、植物や種子に伴う情報は他の機関などへの二次的な移動があることを前提とし、研究過程にあるものなど、制限を必要とする場合は、事前協議を行うこととしています。
4. 情報の公開では、ホームページや印刷物での公開、マスコミや一般からの問合せに対する自生地情報の公開は原則として都道府県レベルとし、必要がない情報は公開しないこととしています。

この中で、議論が集中したのは情報の公開です。加盟園へのアンケートでは、盗掘されないまでも、多くの人が自生地を訪れることによる踏みつけなどの環境悪化が危惧されるため、非公開とするという意見が半数近くありました。その一方で、種によっては市町村レベルでの公開でも差し支えない種類も多くあり、市町村レベルや詳細な情報を公開する場合には種の現状に照らして各加盟園が個別に判断し、加盟園の責任において公開することとしています。

このガイドラインは、協会およびその加盟園が絶滅危惧植物に関する情報をどのように取り扱うことが望ましいかを示したものであり、強制するものではありません。絶滅危惧植物の自生地情報の問い合わせ等に対して、公開しないほうが良いと判断した場合には本ガイドラインに従って公開を都道府県レベルでとどめるなど、このガイドラインが有効的に利用されることを期待しています。

また、ガイドラインは時代に合わせて修正していく必要があると思います。本ガイドラインに対するご意見などがありましたら、協会事務局へご連絡いただきたいと思います。

毎月第一土曜日に行っている薬用植物園での薬用植物観察会も今年11月で100回目となります。漢方薬・生薬認定薬剤師研修を兼ねた、一般対象の全国規模の観察会も春と秋の2回になり、ここでも啓発を行っています。一般の方への出前講座も嬉しいことに増える傾向にあり、そこでも希少植物になった薬用植物の採取の仕方の啓発を続けています。また、小中高の先生

の免許更新の講座もあり阿蘇の草原を使って、啓発を行っています。

技術職員の渡邊が毎週金曜、昼から30分位、学生・一般の方を対象に薬用植物・希少植物の説明会を開催し、好評です。

薩摩チクセツニンジンの成分研究は終り面白い結果が出ましたので、栽培方法の確立を行っています。

お知らせ

第4次レッドリストの公表について

環境省では今般、第4次レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）を9分類群（汽水・淡水魚類を除く）について取りまとめ公表しました。アセスメントなど様々な場面で多様な活用が図られるレッドリストは、おおむね5年ごとに見直しを行い、分類群ごとに専門家による検討会を設けて評価しています。

絶滅のおそれのある種（IA類（CR）、IB類（EN）、II類（VU））は、9分類群合計で3,430種（これまでは3,011種（前回リスト：平成18～19年公表））となり、419種増加しました。干潟の貝類を初めて評価の対象に加えたこともありますが、我が国の野生生物が置かれている状況は依然として厳しいことが明らかになりました。

具体的な種では、ニホンカワウソ、ダイトウノスリなど8種が新たに絶滅と判断され、トキは野生復帰が進みつつあるが5年以上の状況継続をみるため前回と同じ野生絶滅とされました。維管束植物では、コバヤシカナワラビ、ツクシサカネランが絶滅と判断され、絶滅危惧種の種数も1,690種から1,779種へ増加しました。今後、掲載種について解説したレッドデータブックも改訂作業を進めます。

レッドリスト関連資料は環境省ホームページからダウンロード可能です。

表 環境省第4次レッドリストにおける掲載種数（抜粋）

各分類群	絶滅 EX	野生絶滅 EW	絶滅危惧 IA 類 CR	絶滅危惧 IB 類 EN	絶滅危惧 II 類 VU	絶滅のおそれのある種 計
動物 哺乳類	7(4)	0(0)	12(15)	12(20)	10(7)	32(42)
鳥類	14(13)	1(1)	23(21)	31(32)	43(39)	97(92)
爬虫類	0(0)	0(0)	4(3)	9(10)	23(18)	36(31)
両生類	0(0)	0(0)	1(1)	10(9)	11(11)	22(21)
昆虫類	4(3)	0(0)	65(※1)	106(※1)	187(129)	358(239)
貝類	19(22)	0(0)	244(163)		319(214)	563(377)
その他無脊椎動物	0(0)	1(1)	20(17)		41(39)	61(56)
植物等 植物 I（維管束植物）	32(33)	10(8)	519(523)	519(491)	741(676)	1,779(1,690)
植物 II（維管束植物以外）	34(41)	2(2)	313(287)		167(176)	480(463)
上記9分類群の合計（※2）	110(116)	14(12)	1,888(1,702)		1,542(1,309)	3,430(3,011)

※1 昆虫類は今回から絶滅危惧 I 類をさらに IA 類（CR）と IB 類（EN）に区分して評価した。

※2 参考：全 10 分類群合計では、絶滅のおそれのある種は 3,155 種→3,574 種（汽水・淡水魚類については前回リスト種数）

※3 このほか、準絶滅危惧（NT）、情報不足（DD）、絶滅のおそれのある地域個体群（LP）の категорияがある。



このニュースレターが、植物とその保全に関する情報交換の場の一つとなるよう、工夫していきたいと思います。各地の諸団体の取り組みもご紹介していきますので、共有したい情報やご意見を、右記の協会事務局宛にお寄せください。よろしくお願ひします。



編集・発行：社団法人日本植物園協会

〒114-0014 東京都北区田端 1-15-11-201
 TEL: 03-5685-1431 FAX: 03-5685-1453
 URL: <http://syokubutsuen-kyokai.jp/>
 E-mail: seed@syokubutsuen-kyokai.jp

独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金の助成を受けて制作しました